

# 第2回北海道地域農業特定技能協議会運営委員会

## 議事次第

日時：令和5年7月28日（金）14:00～15:00  
場所：北海道農政部農業経営局会議室（道庁7階）

開 会

- 1 特定技能制度の現状等について
- 2 その他

閉 会

# 農林水産省所管分野の特定技能 2 号追加について ~~(案)~~

(農業、漁業、飲食料品製造業、外食業)

---

農林水産省

## 特定技能2号の対象分野追加について

### 1. 経緯

(1) 現在、外国人材の受入れは、主に以下の2つの制度により行われている。

① 技能実習制度（国際貢献のため、実習を通じて技能を移転。）

② 特定技能制度（人手不足への対応。技能・日本語試験に合格した即戦力となる人材。技能実習修了者は試験免除で特定技能に移行することが可能。）

(2) 特定技能制度は平成31年4月から運用開始。技能水準により区分され、1号は全12分野で受入れが可能であるが、2号は「建設」と「造船・船用工業」の2分野のみ。

|       | 特定技能1号                                                         | 特定技能2号            |
|-------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 技能水準  | 相当程度の知識又は経験を必要とする技能                                            | 熟練した技能            |
| 在留期間  | 上限：通算5年<br>※更新必要                                               | 上限：なし<br>※更新必要    |
| 家族の帯同 | 不可                                                             | 配偶者、子             |
| 対象分野  | 介護、ビルクリーニング、製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（全12分野） | 建設、造船・船用工業（2分野のみ） |

### 2. 特定技能2号の追加

(1) 特定技能2号の対象分野への追加

出入国在留管理庁においては、特定技能制度の運用状況や業界団体の意見を踏まえ、介護以外の9分野について、特定技能2号を追加していく方向。

| 農林水産省所管分野 | 要件                | 実務経験の内容                                | その他   |
|-----------|-------------------|----------------------------------------|-------|
| 農業        | 試験合格<br>＋<br>実務経験 | 管理者としての2年以上の実務経験又は<br>作業員としての3年以上の実務経験 | －     |
| 漁業        | 同上                | 管理者として2年以上の実務経験                        | 日本語能力 |
| 飲食品製造業    | 同上                | 同上                                     | －     |
| 外食業       | 同上                | 同上                                     | 日本語能力 |

### 3. 今後のスケジュール（案）

6月中旬 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、閣議決定

# 農業分野の受入事例（特定技能1号）

## 茨城県（耕種）

- 基本情報（法人経営）
  - ・ 主な作目：露地野菜（ジャガイモ、大根、ゴボウ、ニンジン）59ha
  - ・ 人員構成：日本人6名（平均52歳）、外国人7名（うち3名が特定技能20代）
  - ・ 業務内容：栽培から収穫まで農作業全般
- 日本人従業員が離職により定着しないことが課題。
- 外国人の雇用により経営規模の拡大が実現。



## 埼玉県（耕種）

- 基本情報（個人経営）
  - ・ 主な作目：露地野菜（ブロッコリー）47.5ha
  - ・ 人員構成：日本人8名（平均50歳）、外国人9名（うち2名が特定技能20代）
  - ・ 業務内容：野菜の生産、出荷
- 指示が出せる農場長のようなリーダー（特定技能1号）がおり、作業工程の管理を任せている。
- 求人募集しているが、日本人が集まらない。（直近1年間で1名採用）



## 茨城県（畜産）

- 基本情報（法人経営）
  - ・ 経営規模：採卵鶏80万羽
  - ・ 人員構成：日本人33名（20代と50代が多い）  
外国人15名（うち3名が特定技能20代）
  - ・ 業務内容：鶏舎の管理から卵のパッキングまで（ジョブローテーション）
- 中間管理職の層が薄いことが課題。日本人と同じ長期的なキャリア形成を図り、積極的に特定技能外国人を登用したい。
- 時給を上げてても日本人若年層の応募は皆無。パート従業員は50～60代が中心。



## 特定技能 2 号の対象分野追加（案）

---

出入国在留管理庁 警察庁 外務省 厚生労働省  
経済産業省 国土交通省 農林水産省

# 特定技能制度 概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため**、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

- **特定技能1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：146,002人（令和5年2月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：10人（令和5年2月末現在、速報値）

(※) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・舶用工業、**  
(12分野) 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可)

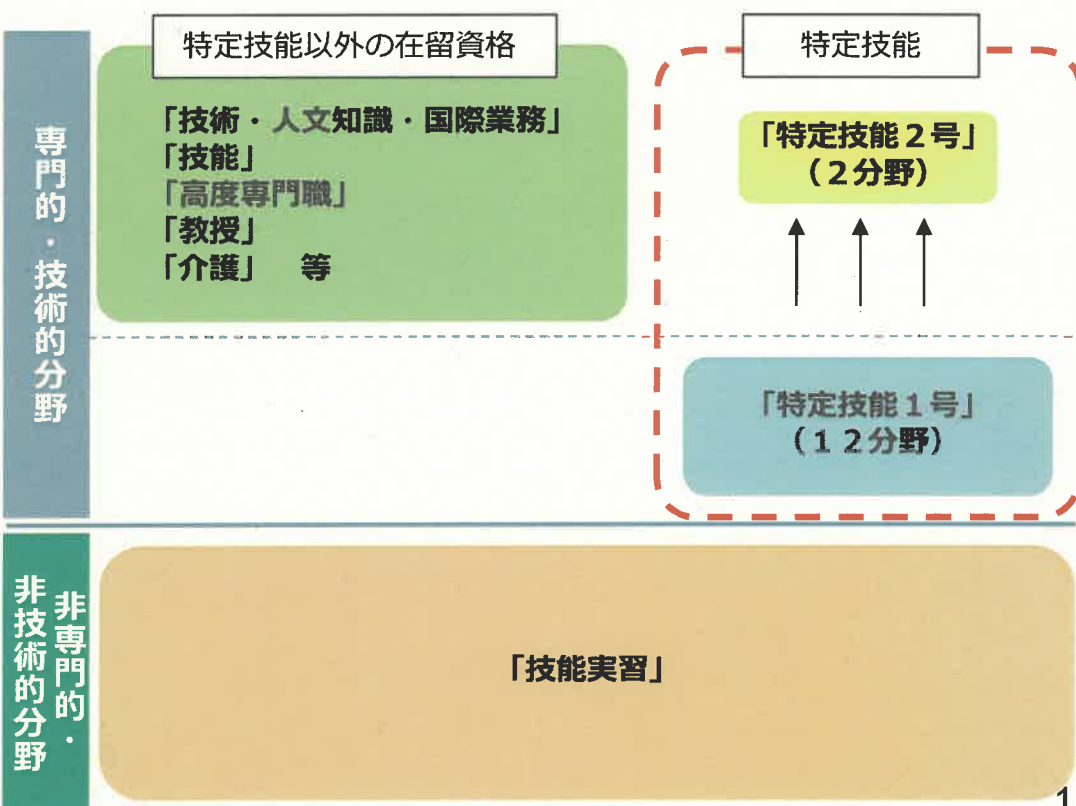
## 特定技能1号のポイント

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| 在留期間    | 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで） |
| 技能水準    | 試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）                     |
| 日本語能力水準 | 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）       |
| 受入れ見込数  | あり                                               |
| 家族の帯同   | 基本的に認めない                                         |
| 支援      | 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象                            |

## 特定技能2号のポイント

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 在留期間    | 3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）  |
| 技能水準    | 試験等で確認                 |
| 日本語能力水準 | 試験等での確認は原則として不要        |
| 受入れ見込数  | なし                     |
| 家族の帯同   | 要件を満たせば可能（配偶者、子）       |
| 支援      | 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外 |

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 特定技能 2 号の技能水準について

### 法務部会決議（平成30年10月29日）抜粋

1 当部会の議論を通して、特定技能2号の厳格化を求める意見が圧倒的に多かったことを明記する。政府は、この事実を踏まえて、現段階での特定技能2号の適用条件の認識、説明を越える高いレベル（現在就労及び家族滞在が認められている専門的・技術的分野の在留資格に必要とされる技能と同等又はそれ以上の技能）での厳格化を行うべく、法務省令、基本方針及び運用方針に反映させること。

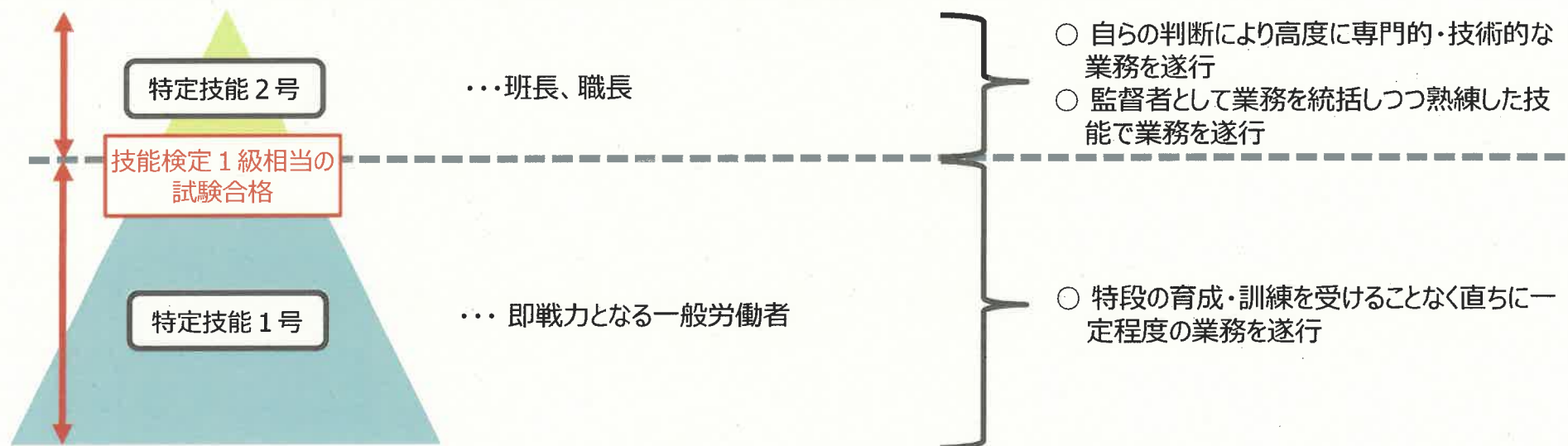
### 改正入管法附帯決議（衆議院、平成30年12月）抜粋

三 特定技能二号の在留資格については、既存の専門的・技術的な就労資格と同様の高い水準の技能を求めるものとし、我が国の産業、雇用及び国民生活に与える影響に十分に配慮しつつ、熟練した技能を有する人材を外国人により確保することが真に必要な分野に限って受入れを行うなど、厳格な運用に努めること。

### 現在の運用

#### ○ 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

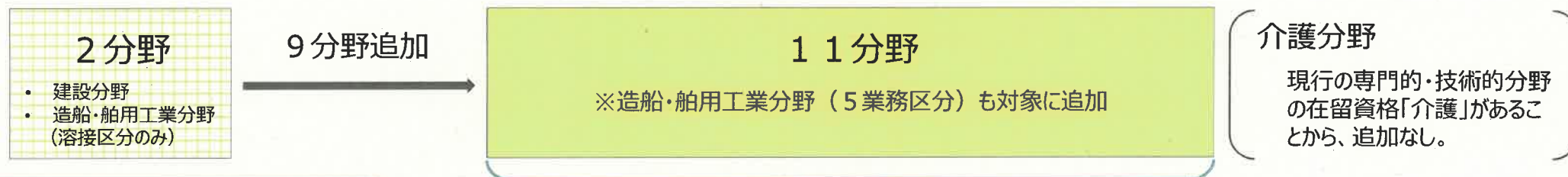
3（2）イ 2号特定技能外国人に対しては、**熟練した技能**が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、**現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能**であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。  
当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。



## 特定技能 2 号の対象分野追加の方針案と必要性

### 現状

### 方針



### 追加要望が示された分野

ビルクリーニング分野

製造業分野(注)

自動車整備分野

航空分野

宿泊分野

農業分野

漁業分野

飲食料品製造業分野

外食業分野

造船・船用工業分野  
（5 業務区分）

(注) 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野、以下同じ

### 必要性

#### ○ 「第 9 次雇用対策基本計画」（閣議決定）

我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進

#### ○ 分野所管省庁の要望

- 特定技能制度が開始された後も、依然として深刻な人手不足状況が継続しており、優れた人材を熟練労働者や指導者層として長期的に育成・確保する必要がある。
- 円安等によって海外からの人材獲得がますます困難になる中、有為な人材に対して我が国での更なる活躍の場を示す必要あり。

#### ○ 経済界からの要望

中長期的な人材育成を可能とし、優れた人材の定着を促進するために、早期に特定技能 2 号への追加の方針を示すよう要望あり。

#### ○ 今後の状況

令和 6 年 4 月で特定技能制度の開始から 5 年が経過し、令和 6 年度中（同年 5 月以降）に特定技能 1 号の外国人が在留期間通算 5 年を迎え始める。現在特定技能 1 号で就労する外国人のうち特に優れた資質を有する者に対して、今後のキャリア形成に当たって、引き続き日本で就労することが可能かを早期に示す必要あり。

## 特定技能 2 号の対象分野追加のスケジュール（案）

令和 5 年 6 月初中旬

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定（予定）

閣議決定（予定）

関係省庁

- ・ 試験の作成・準備
- ・ 試験概要等の公表、周知

外国人本人

受験準備

受入れ機関

事業計画等の  
企画・立案

秋頃～

特定技能 2 号の試験開始

試験受験



合格

特定技能制度発足後  
5 年経過  
（令和 6 年 4 月）

令和 6 年 5 月～

（特定技能 1 号）  
在留期間上限 5 年を  
迎える外国人の発生

特定技能 2 号への在留資格変更

## 参考資料

---

農林水産省

# 農業分野の外国人材の受入れの状況

- 農業分野の外国人労働者数は、この5年で1.6倍に増加している。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う水際措置により、R3.1月～10月、12月～R4.2月の間は、外国人の新規入国はなかった。
- 国籍別ではベトナムが一番多く、全体の4割近くを占めている。

(単位：人)

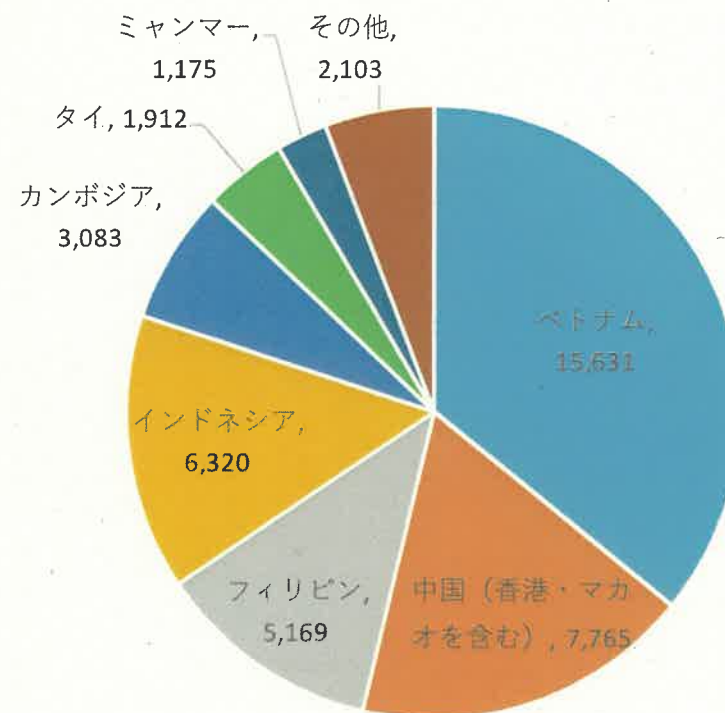
## 農業分野の外国人労働者数の推移



※「外国人雇用状況」の届出は、雇入れ・離職時に義務付けており、「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わない場合は届出義務がないため、他の調査と一致した数字とはならない。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年10月末日現在）

## 外国人労働者の国籍別内訳



資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和4年10月末日現在）

# 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

|                | 技能実習制度                                                                                                                                                  | 特定技能制度<br>(出入国管理及び難民認定法)                                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在留資格           | 「技能実習」<br>➤ 実習目的                                                                                                                                        | 「特定技能1号」<br>➤ 就労目的                                                                                                                               |
| 在留期間           | 最長5年（1号1年、2号2年、3号2年）<br>※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上<br>帰国させる必要                                                                                          | 通算で最長5年                                                                                                                                          |
| 従事可能な<br>業務の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕種農業のうち<br/>「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」</li> <li>・畜産農業のうち<br/>「養豚」「養鶏」「酪農」</li> </ul> ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実<br>習も可能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕種農業全般</li> <li>・畜産農業全般</li> </ul> ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加<br>工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従<br>事することも可能 |
| 技能水準           | —                                                                                                                                                       | 「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする<br>技能」（一定の専門性・技能が必要）<br><br>※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習<br>（3年）を修了した者は試験を免除。                                            |
| 日本語能力<br>の水準   | —                                                                                                                                                       | 「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の<br>能力を有することを基本」<br><br>※試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を修了した<br>者は試験を免除。                                                          |
| 外国人材の受入れ主<br>体 | 実習実施者（農業者等）<br>※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負っ<br>て実習を実施することも可能<br><br>（監理団体あり）                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等</li> <li>・派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施して<br/>いる事業者等を想定）</li> </ul> （監理団体なし）                              |

# 農業分野に従事する外国人労働者数（都道府県別）

（単位：人）

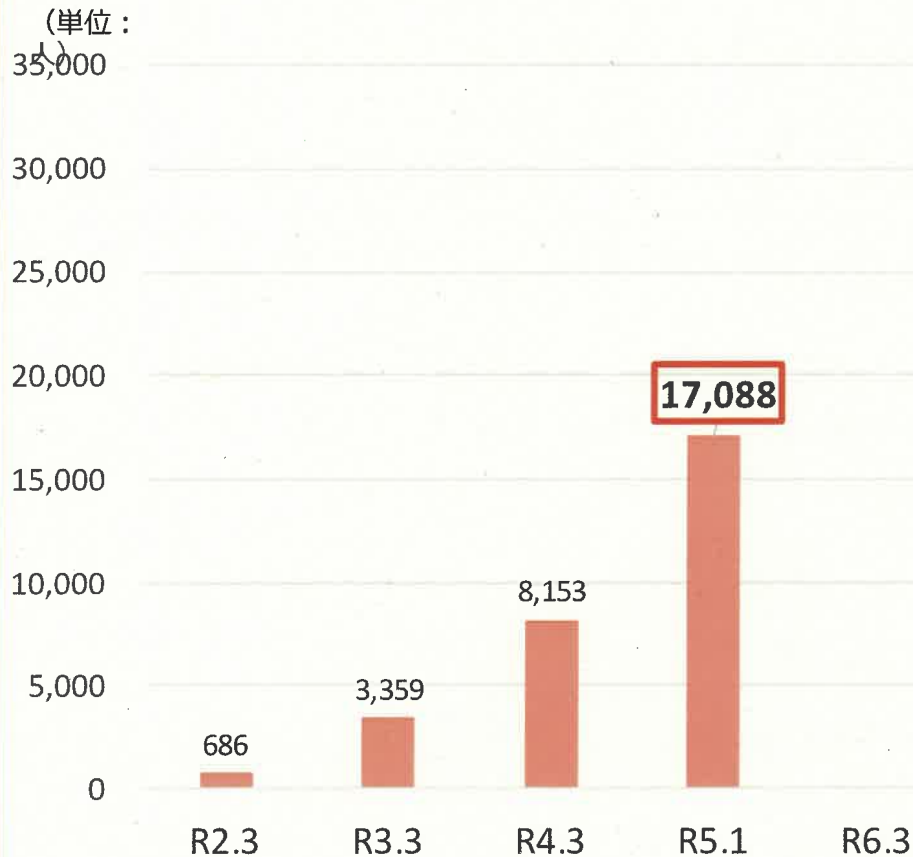
| No. | 都道府県 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | No. | 都道府県 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | No. | 都道府県 | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   |
|-----|------|-------|-------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|------|--------|--------|--------|
| 1   | 北海道  | 3,447 | 3,758 | 4,229 | 17  | 石川   | 77    | 72    | 79    | 33  | 岡山   | 234    | 260    | 289    |
| 2   | 青森   | 356   | 345   | 435   | 18  | 福井   | 51    | 50    | 53    | 34  | 広島   | 543    | 525    | 548    |
| 3   | 岩手   | 453   | 397   | 453   | 19  | 山梨   | 107   | 103   | 117   | 35  | 山口   | 83     | 88     | 91     |
| 4   | 宮城   | 160   | 163   | 190   | 20  | 長野   | 1,558 | 1,582 | 1,983 | 36  | 徳島   | 614    | 605    | 666    |
| 5   | 秋田   | 48    | 45    | 51    | 21  | 岐阜   | 276   | 280   | 337   | 37  | 香川   | 845    | 800    | 919    |
| 6   | 山形   | 59    | 53    | 56    | 22  | 静岡   | 685   | 677   | 755   | 38  | 愛媛   | 254    | 259    | 265    |
| 7   | 福島   | 252   | 267   | 278   | 23  | 愛知   | 2,492 | 2,508 | 2,737 | 39  | 高知   | 686    | 745    | 896    |
| 8   | 茨城   | 7,522 | 7,695 | 8,582 | 24  | 三重   | 401   | 383   | 396   | 40  | 福岡   | 1,630  | 1,500  | 1,669  |
| 9   | 栃木   | 1,206 | 1,337 | 1,535 | 25  | 滋賀   | 122   | 130   | 197   | 41  | 佐賀   | 149    | 116    | 147    |
| 10  | 群馬   | 1,490 | 1,644 | 1,987 | 26  | 京都   | 134   | 154   | 155   | 42  | 長崎   | 671    | 634    | 719    |
| 11  | 埼玉   | 658   | 612   | 669   | 27  | 大阪   | 50    | 63    | 76    | 43  | 熊本   | 3,582  | 3,463  | 3825   |
| 12  | 千葉   | 2,575 | 2,557 | 2,869 | 28  | 兵庫   | 355   | 388   | 453   | 44  | 大分   | 752    | 788    | 870    |
| 13  | 東京   | 134   | 132   | 125   | 29  | 奈良   | 54    | 56    | 63    | 45  | 宮崎   | 805    | 805    | 828    |
| 14  | 神奈川  | 311   | 324   | 416   | 30  | 和歌山  | 107   | 108   | 138   | 46  | 鹿児島  | 1,222  | 1,240  | 1,414  |
| 15  | 新潟   | 88    | 106   | 110   | 31  | 鳥取   | 92    | 85    | 98    | 47  | 沖縄   | 402    | 365    | 510    |
| 16  | 富山   | 126   | 115   | 131   | 32  | 島根   | 146   | 150   | 153   | 総 数 |      | 38,064 | 38,532 | 43,562 |

出典：厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況より特別集計（各年10月末現在の数値）

※日本標準産業分類（平成25年10月改定）「中分類01農業」に該当する事業所で就労する外国人労働者数を集計。

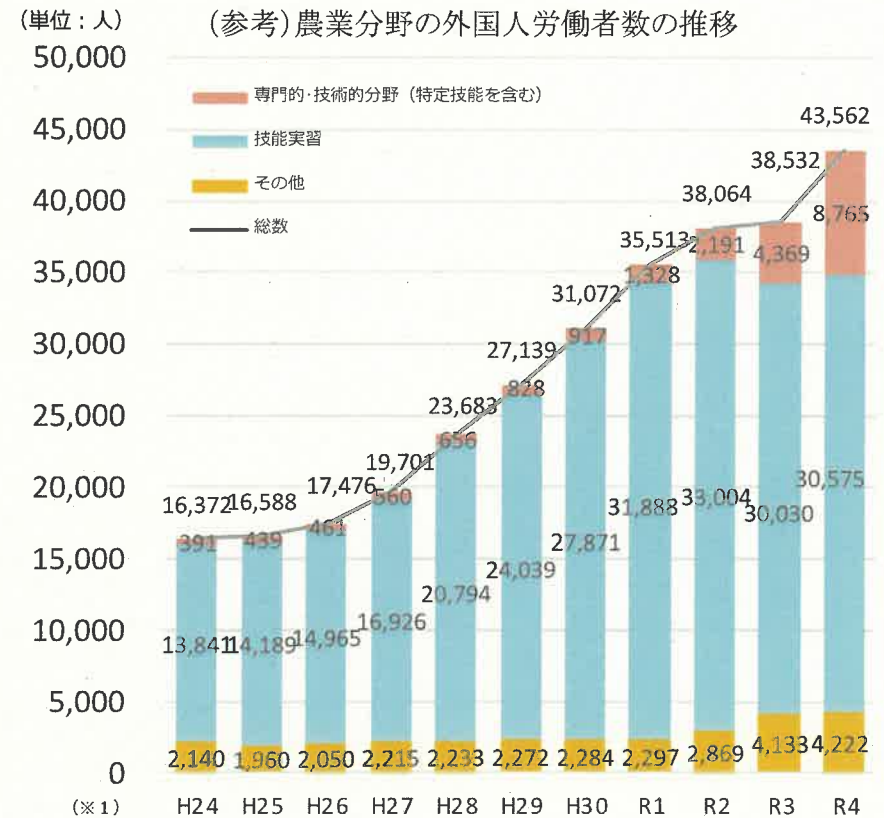
## 農業分野の特定技能外国人数（実績）

令和元年度からの5年間（R6.3末まで）の受入れ上限数：36,500人



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」、「特定技能制度運用状況」

## (参考) 農業分野の外国人労働者数の推移



※1 「外国人雇用状況」の届出は、雇入れ・離職時に義務付けており、「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わない場合は届出義務がないため、他の調査と一致した数字とはならない。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況から特別集計（各年10月末日現在）

### 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

#### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 2 8 年法律第 8 9 号） 附則  
（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成 2 9 年（2 0 1 7 年） 1 1 月 1 日）

#### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 1 0 2 号） 附則  
（検討）

##### 第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成 3 1 年（2 0 1 9 年） 4 月 1 日）



### 有識者会議の開催

上記 2 つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

令和 4 年 11 月 22 日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議決定

- 1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長及び座長代理を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 6 前各号に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員について

〔 令和 4 年 11 月 22 日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議議長決定 〕

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について（令和 4 年 11 月 22 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員については、別紙のとおりとする。

(別紙)

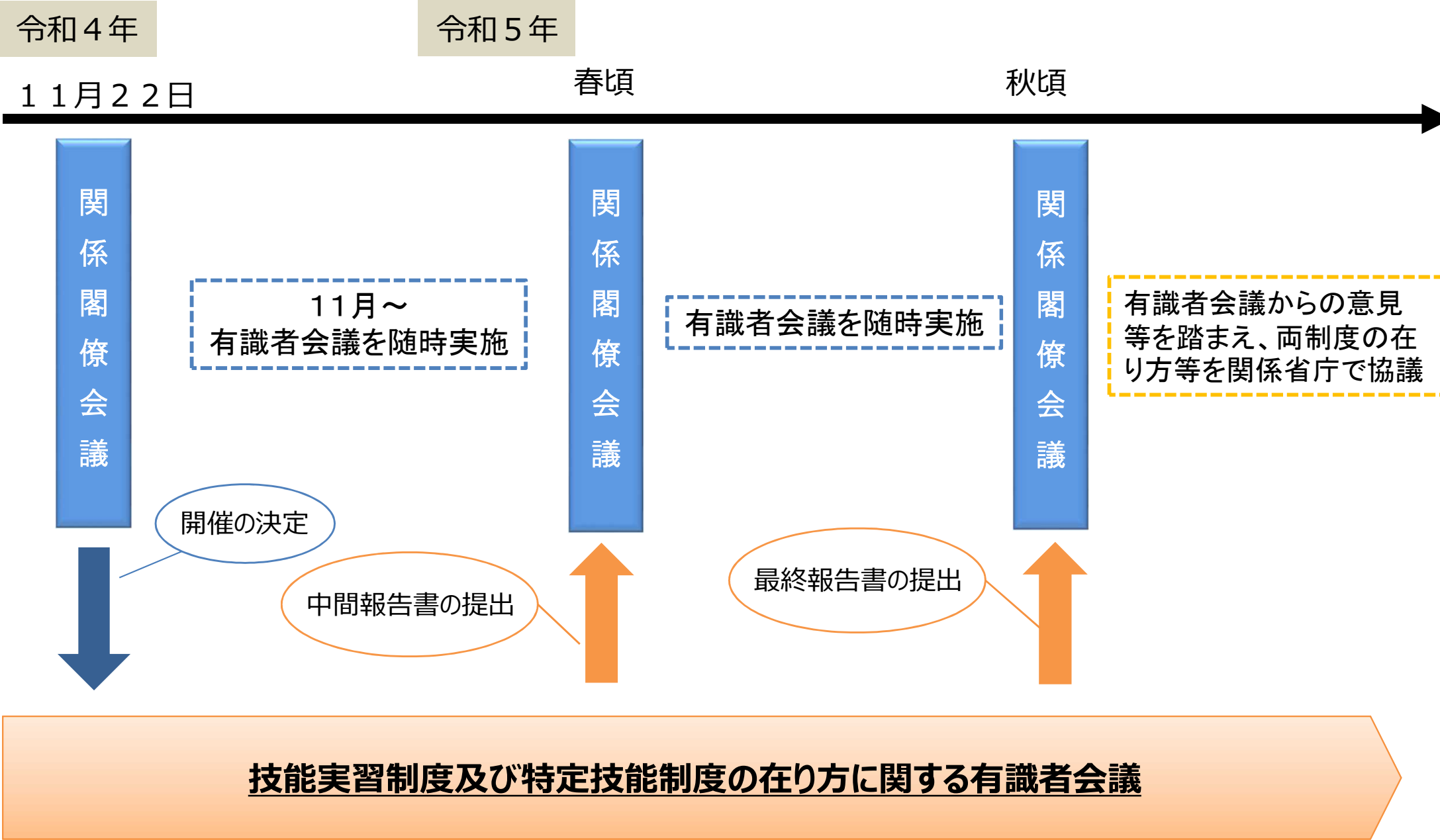
技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

<座長、座長代理及び構成員>

|      |        |                           |
|------|--------|---------------------------|
| 座長   | 田中 明彦  | 独立行政法人国際協力機構理事長           |
| 座長代理 | 高橋 進   | 株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス    |
|      | 市川 正司  | 弁護士                       |
|      | 大下 英和  | 日本商工会議所産業政策第二部長           |
|      | 黒谷 伸   | 一般社団法人全国農業会議所経営・人材対策部長    |
|      | 是川 夕   | 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長      |
|      | 佐久間 一浩 | 全国中小企業団体中央会事務局次長          |
|      | 末松 則子  | 鈴鹿市長                      |
|      | 鈴木 直道  | 北海道知事                     |
|      | 武石 恵美子 | 法政大学キャリアデザイン学部教授          |
|      | 富田 さとこ | 日本司法支援センター本部国際室長／弁護士      |
|      | 富高 裕子  | 日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長 |
|      | 樋口 建史  | 元警視総監                     |
|      | 堀内 保潔  | 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長    |
|      | 山川 隆一  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授         |

(座長及び座長代理以外 50 音順)

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール



## 検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

## 検討の基本的な考え方

### 論 点

制度目的と実態を踏まえた  
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍  
できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の  
向上に向けた取組

### 現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが  
不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

### 新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

## 今後の進め方

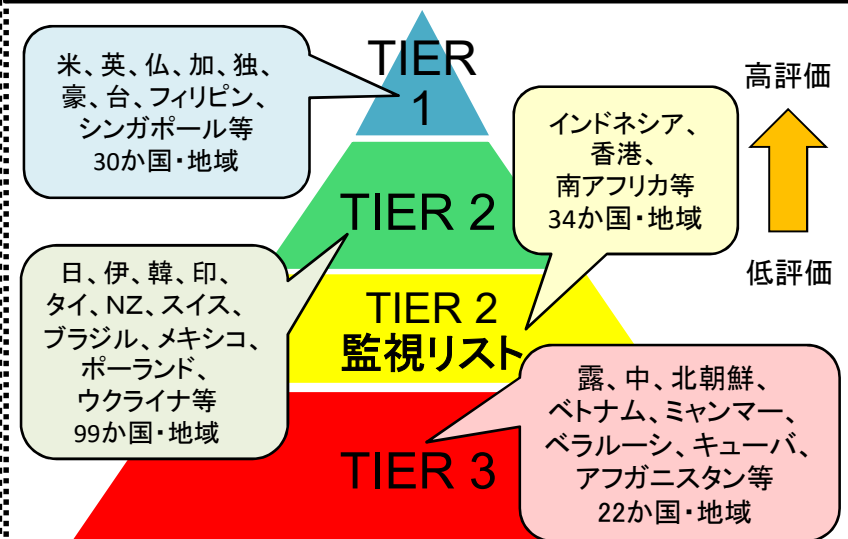
中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

# 米商務省人身取引報告書

- 米国は、人身取引を「現代の奴隷制」と捉え、国内外の施策を強く推進。国務省の「人身取引監視対策部」が、米国国内法に基づき、2001年から毎年、各国・地域政府の1年間の人身取引対策を4段階で評価する報告書を作成・公表。
- 本報告書は、米国からの質問票に対する各国政府の回答及びNGO等からの情報をもとに、訴追・保護・予防の3分野における取組状況の評価。
- 我が国は、2017年の人身取引議定書の締結等をもって、2018年に初めて「TIER 1」にランク付けされ、2019年も同ランクを維持したが、**2020年及び2021年は「TIER 2」となり、2022年も「TIER 2」が維持された。**

【注】 我が国のランクは2001年以降、2004年（「TIER 2 監視リスト」）、2018年及び2019年（「TIER 1」）を除いて、「TIER 2」。

米商務省人身取引報告書における  
各国・地域のランク付け状況(2022年)



## 米国の日本に対する主な勧告（2022年報告書）

- ①性的及び労働搾取目的の人身取引事犯を積極的に捜査、起訴し、人身取引事犯に重い刑を科すことによってその責任を問うべき。
- ②外国人労働者の人身取引被害者が認知され、保護支援を受けられるよう関係省庁間で手続を策定し、体系化し、実施すべき。
- ③第三者を介さず商業的な性的搾取の対象となった児童並びに技能実習及び特定技能の外国人労働者を人身取引被害者として認知し、支援サービスを提供し、人身取引事犯によって強制された違法行為を理由として拘束又は強制送還されないよう審査を強化すべき。
- ④男性が被害者である人身取引事犯を認知する取組を強化すべき。
- ⑤専用シェルターの設置など、人身取引被害者に特化した保護及び支援のための予算を増大し、外国人や男性も利用可能にすべき。
- ⑥技能実習制度下での人身取引被害者の認知のための技能実習法における監督・執行措置の実施を強化すべき。
- ⑦あらゆる外国人労働者の雇用先の変更及び異業種への転職を可能とする正式なルートを設定すべき。
- ⑧人身取引事犯の刑罰を長期4年以上の自由刑に引き上げ、法定刑から罰金刑を除くように人身取引関連法を改正すべき。
- ⑨雇用主に対して外国人労働者の旅券や私的文書の留め置きを禁ずる法律を制定すべき。
- ⑩外国人労働者に課される雇用あっせん・サービス手数料を廃止し、借金による抑圧や強制行為への脆弱性を減ずるべき。
- ⑪労働搾取につながる懲罰的な契約、旅券の留め置きやその他の行為の取締りを強化すべき。
- ⑫児童買春旅行に参加した日本国民に対する捜査、訴追、有罪判決の獲得及び処罰を積極的に行うべき。

# 技能実習制度に関連する指摘・勧告(2022年米国務省報告書より)

## 1. 指摘事項

- (1) 4人の技能実習生を人身取引被害者として正式に認知したが、技能実習制度における労働搾取の人身取引被害が引き続き起きており、認知・保護が不十分。
  - (2) 技能実習制度の雇用主は、技能実習制度の本来の目的に反して、多くの技能実習生を技能の教授や育成が実施されない仕事に従事させている。
  - (3) 送出国と日本との間で過剰な金銭徴収の慣行を抑制することを目的とした二国間合意があるにもかかわらず、過大な労働者負担金、保証金や不明瞭な「手数料」を母国の送出国に支払っている。
  - (4) 移動・通信の制限、パスポート等の取上げ、強制送還や家族に危害を及ぼすといった脅迫、身体的暴力、劣悪な生活環境、賃金差押え等の人権侵害が起きている。
  - (5) 技能実習の仕事を辞めた実習生は、在留資格を喪失し、労働搾取目的や性的搾取目的の人身取引の被害者になる者もいる。技能実習生に「処罰合意」への署名を義務付け、労働契約を履行できない場合、何千ドルもの違約金を科す送り出し機関もあった。
  - (6) 劣悪な労働環境から逃れてきた技能実習生を、当局が逮捕したり、強制送還することがある。契約終了前に出国する多くの技能実習生に対して出入国在留管理庁が面接審査を行っているが、労働搾取目的の人身取引被害者として認知していない。
  - (7) 技能実習制度の下で労働搾取目的の人身取引の兆候が広くみられたにもかかわらず、加害者に刑事責任を負わせたという報告はない。また、労働基準法違反で加害者に有罪判決が下されたケースにおいても罰金刑に留まるなど、犯罪の重さに比して刑罰が不十分。
- ※指摘事項は、主に技能実習制度についてのものであるが、特定技能については、「元技能実習生を含む、特定技能の在留資格を有する外国人労働者の一部は、人身取引の危険性にさらされている可能性がある」との言及もあった。

## 2. 勧告

- (1) 労働搾取目的による人身取引被害者の認知の向上及び被害者が適切な支援サービスを受けられるようにするための関係府省庁の標準的な手順を策定すること。
- (2) 技能実習法の監督・執行措置を強化する。その具体的な対策として、外国人技能実習機構や出入国在留管理庁職員に対する被害者認知の研修実施、技能実習計画を認定する前の全ての契約の審査、雇用主に対する検査強化、外国人技能実習機構とNGOとの連携を強化する等。
- (3) 過大な保証金、募集・雇用斡旋のための費用や手数料等の廃止のための関連政策の改定。
- (4) 全ての外国人労働者が雇用主・業種間の変更を含む転職を可能とする。
- (5) 外国人労働者の旅券や身分証明書等の書類の取上げを禁ずる法律を制定、取締りを強化する。  
(注: 米国は、技能実習法における罰則規定の存在自体は認識しているところ、その取締りの強化及び罰則規定の執行と、技能実習生以外の外国人労働者の旅券等の留め置きについても刑事罰をもって禁止することを求めている。)
- (6) 人身取引事犯によって強制された違法行為を理由として拘束又は強制送還されないよう審査(スクリーニング)を強化する。
- (7) 労働搾取目的の人身取引事犯を積極的に捜査、起訴し、重い刑を科して刑事責任を問う。